

広島市告示第 338 号
令和 7 年 6 月 26 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 7 年 6 月 26 日から同年 7 月 10 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の 期 日
市道	安佐南 1 区	安佐南区川内一丁目 1017 番地 16 地先	令和 7 年 6 月 26 日
	532 号線	安佐南区川内一丁目 1017 番地 7 地先	
市道	安佐南 4 区	安佐南区伴中央二丁目 3252 番地 2 地先	令和 7 年 6 月 26 日
	871 号線	安佐南区伴中央二丁目 3252 番地 9 地先	
市道	安佐北 3 区	安佐北区三入六丁目 760 番地 14 地先	令和 7 年 6 月 26 日
	1022 号線	安佐北区三入六丁目 740 番地 20 地先	
市道	安 芸 1 区	安芸区中野六丁目 3062 番地 4 地先	令和 7 年 6 月 26 日
	691 号線	安芸区中野六丁目 3062 番地 20 地先	
市道	佐 伯 2 区	佐伯区八幡三丁目 1131 番地 16 地先	令和 7 年 6 月 26 日
	471 号線	佐伯区八幡三丁目 1121 番地 4 地先	